

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和6年7月10日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件名	秋田市民交流プラザ電話交換機設備賃貸借
(2) 設計図書等	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市東通仲町4番1号 秋田市民交流プラザ
(4) 賃貸借期間	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
(5) 入札参加要件	<p>① 秋田市の建設工事登録区分の電気通信工事業に登録されている者であること。</p> <p>② 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。</p> <p>③ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>④ 市税に滞納がないこと。</p> <p>⑤ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>⑦ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</p>

(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和6年7月10日（水）から令和6年7月17日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）
受付時間	午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
受付場所	秋田市民交流プラザ管理室
(7) 指名通知等	令和6年7月23日（火）（予定）
(8) 入 札	
日 時	令和6年7月30日（火）午前10時
場 所	秋田市東通仲町4番1号 秋田市民交流プラザ 音楽交流室D
入札保証金	免除
(9) 契約日	令和6年8月5日（月）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書

(イ) 業務実績調書（契約書の写しおよび実績の概要がわかるもの（仕様書等の写し）を添付）

(ロ) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）（写し可）

(エ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各領収書の写し又は納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

(オ) 誓約書

※ アの(ア)、(イ)および(オ)の様式は、秋田拠点センターアルヴェのホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

※ 上記(ウ)および(エ)については、入札参加申込日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

イ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に電子メール等にて指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、電子メール等で選定結果を通知します。

(3) 入札時に持参するもの

ア 入札参加に係る指名通知(秋田市民交流プラザ管理室から送付したもの)

イ 入札書および入札に使用する印鑑(代理人の場合は代理人の使用印鑑)

ウ 委任状(代理人が入札する場合)

エ 見積書(随意契約に移行した場合に使用)

※ 入札書等は、秋田拠点センターアルヴェのホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

(4) 入札について

ア 応札の際は、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)および入札心得を遵守してください。また、個人情報取扱特記事項の内容を確認し、了承のうえ、入札に参加してください。

イ 長期継続契約の案件のため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額または削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加してください。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。

ウ 入札書には、賃貸借期間である60か月分の合計金額を記載してください。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部 秋田市民交流プラザ管理室
施設管理担当 電話018-887-5310